

美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査業務委託 企画提案募集要領

1 業務目的

本県において美術品を収蔵している3施設（県美術館、県陶磁美術館、県立芸術大学）では、いずれも収蔵スペースの確保について課題がある。各施設が引き続き美術品の保存及び収集活動等を継続していくにあたって、効率的な課題解決手法を検討する必要がある。

そこで、令和5年度に実施した「美術品収蔵庫整備に係る基本調査・整備事業手法検討調査」（以下「基本調査」という。）を基に、本事業の前提条件及び課題の整理を行い、収益可能性を含めて取りまとめた上で、事業構想として具体化させた事業モデル案（以下「モデル案」という。）を提案するもの。

また、モデル案について、PFI等民間活力導入可能性を期待できる場合は、併せて要求水準書案の検討など、設計と条件の事前整理を行うもの。

2 業務内容

- (1) 業務名 美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査業務委託
- (2) 業務内容 別添「特記仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 委託金額限度額 38,498,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払条件 業務完了後、精算払いとする。ただし、愛知県財務規則第80条の規定に基づき、契約金額の10分の3を超えない範囲内において前金払を認める。
- (6) その他
 - ・基本調査報告書の提供については、後述の「5 企画提案説明会の開催」(3)参照のこと。
 - ・企画提案に基づく見積額は、特別な事情が無い限り、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託金額を決定するため、契約金額が見積額と同じになるとは限らない。
 - ・また、契約保証金については、契約金額の100分の10以上の金額とする（愛知県財務規則第129条の2）。ただし、同規則第129条の3の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

3 応募資格

提案者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 物品等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6・7年度）登録業者で業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「07. 調査委託」に登録されている者であること。

4 応募方法

(1) 提出書類

用紙はA4版で統一すること。やむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折り畳むこと。

ア 企画提案参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書

(ア) 次の項目については、「様式2」を用いること。

・法人概要、実施体制、業務実績

(イ) 提案内容には、必ず次の項目について記載すること。（任意様式）

①基本方針

②業務スケジュール

③別添「特記仕様書」の「3 業務内容」に定める各業務（特に(1)及び(2)）について、それぞれ実施内容及び実施方法

※ 実施内容等について、追加提案を認める。この場合、追加提案に係る記載部分
が分かるようにすること。

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

エ 経費見積書（任意様式）

(ア) 宛名は「愛知県知事」とし、消費税及び地方消費税を含まない金額（円単位）で作成すること。

(イ) 所在地（主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者職氏名を記載すること。

(ウ) 内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること。なお、当該内訳に用いる項目は、「契約書（案）」のうち「基本計画書」を参照のこと。

(2) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

(3) 提出期限 令和6年6月6日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送（電子メール、FAX等による提出は不可）

〈提出先〉愛知県民文化局文化部文化芸術課振興グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6183（ダイヤルイン）

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

(5) 本業務に関する問合せ

質問は、次のとおり電子メールで受け付ける。

〈メールアドレス〉 bunka@pref.aichi.lg.jp

〈件名〉【質問】美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査業務委託

〈質問内容等〉「質問書」（様式4）に必要事項を記入の上、添付すること。

〈質問受付期限〉令和6年5月24日（金）午後5時（必着）

〈回答方法〉令和6年5月28日（火）午後5時までに、愛知県民文化局文化部文化芸術課のWEBページに掲載する。

〈その他〉到着確認のため、電子メール送信後、電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、受付期限後の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

5 企画提案説明会の開催

企画提案の応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。

なお、説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

(1) 開催日時 令和6年5月23日（木）午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 開催方法 オンライン開催（Microsoft Teams を利用）

(3) 参加申込方法

以下のとおり電子メールで受け付ける。

なお、参加者は1事業者2アカウントまでとする。

〈メールアドレス〉 bunka@pref.aichi.lg.jp

〈件名〉【説明会】美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査業務委託

〈本文記載内容〉アカウントごとに、①事業者名、②所属、③氏名、④連絡先（電話番号及びメールアドレス）、⑤基本調査報告書データ提供の要否

〈申込期限〉令和6年5月22日（水）午後5時（必着）

〈その他〉説明会出席に必要なURL等は、説明会当日の午前9時までに、各メールアドレス宛てに別途案内する。

なお、説明会に出席しない場合でも、申込期限までは⑤について申請することができるものとする。

(4) その他

本委託業務に係る募集要領（本書）、特記仕様書などは、参加者が用意すること。

6 企画提案の審査・委託先の選定等

(1) 選定方法

ア 前記4に基づき提出された企画提案について、県が設置する選定委員会において審査を行う。一次審査（書類審査）での点数が高いものから上位5件について、二次審査（プレゼンテーション）を行う二段階方式とする。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）について（予定）

ア 開催日 令和6年6月11日（火）頃

イ 場所 愛知県庁内会議室（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）又はオンライン

ウ 方法 ・1事業者あたり20分（説明15分、質疑応答5分）程度とする。

・資料は企画提案書を用いることとし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。また、プロジェクター等の機器又は画面共有機能は使用しない。

エ その他 詳細は一次審査終了後に通知する。

(3) 審査基準

審査においては、次の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務の実施体制

- ・業務の遂行に必要なかつ十分な人員が割当てられているか（責任者や担当者が業務遂行に必要な実績・知識を有しているか）。
- ・類似する業務実績を有しているか（美術館に関する調査、民間活力導入可能性調査など）。
- ・具体的かつ実施可能なスケジュールとなっているか。

イ 提案内容の的確性

〈事業への理解〉

- ・提案内容全般について、一貫性があり分かりやすいか。また、仕様を的確に理解しているか。

〈前提条件・課題の整理〉

- ・適地提案等にあたって、適切に調査・分析することが期待でき、かつ、情報の管理・保管等について十分注意されているか。

- ・事業モデル案の検討にあたって、業務の趣旨に沿って効果的な提案が期待できるか。

〈事業モデル案の具体化〉

- ・事業内容の熟度を高めるため、効果的な外部ヒアリング及び調査が期待できるか。

〈事業モデル案の評価、事業スキームの検討〉

- ・上記の結果を踏まえ、適切な条件整理・スキーム検討を期待できるか。

〈設計と条件の事前整理〉

- ・手戻りが生じないように、正確な検討・整理に必要な専門知識等を有するか。

〈追加提案〉

- ・上記のほか、独自の提案があり、それは創意工夫に満ちた提案となっているか。また、具体的な実施内容、手法が明示されているか。

ウ 事業積算の妥当性

- ・手法、成果に見合った経費となっているか。また、費用対効果に優れた内容となっているか。

エ 社会的取組

(4) 選定結果

選定結果は、全ての提案者に対して書面で通知する。

(5) 契約

- ア 県は、企画提案書に基づき、受託候補者と委託事業に係る具体的な実施内容及び経費等について協議を行い、この結果、県と受託候補者との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

イ 契約条件等

別添「契約書（案）」による。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 企画提案説明会（オンライン） | 令和6年5月23日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 同年5月24日（金） |
| (3) 質問書回答 | 同年5月28日（火）まで |
| (4) 企画提案書提出期限 | 同年6月6日（木） |
| (5) 選定委員会開催・候補者決定 | 同年6月11日（火）頃 |
| (6) 受託者決定・契約締結 | 同年6月上旬 |

8 その他注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用（プレゼンテーション出席に要する費用を含む）は、提案者の負担とする。また、企画提案書は返却しない。なお、企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためだけに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 企画提案にあたって知り得た情報については、管理・保管及び外部への漏洩に十分注意すること。
- (4) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は一切認めない。また、応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- (5) 提出された企画提案書は受託候補者決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議して決定する（実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない）。
- (6) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要領に違反すると認められる場合
- (7) 提出書類について、行政文書の開示請求があった場合については、次のとおりとする。
 - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
 - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (8) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。